



島教協

《 子どもたちのより良き成長のために 》  
**情報**<http://www.kyougikai.org>E-mail  
[office@kyougikai.org](mailto:office@kyougikai.org)

〒693-0011 出雲市大津町2214 Ⅱ/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 岡 利行 No.735

**定年延長が行われます！～大きな制度変更です～**

7月21日に島根県教育委員会から「定年延長」について、情報提供がありました。

6月4日に国会で国家公務員法並びに地方公務員の一部を改正する法律が成立し、令和5年（2023）年4月から2年ごとに1歳ずつ定年を引き上げられることとなりました。今後、島根県議会に条例改正案が出され、審議・可決され正式に運用される見込みです。

施行は令和5年4月1日です。具体的には以下のようになります。

定年は段階的に引き上げられていきます。

時期	令和5・6年度	令和7・8年度	令和9・10年度	令和11・12年度	令和13年度以降
定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
該当者の生年月日	昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	昭和42年4月2日～

最終的には条例で決定しますが、基本的に役職（管理職）定年年齢は60歳とする予定とのことでした。つまり管理職は60歳の誕生日以降の最初の4月1日までに、管理職以外の職に異動することとなります。

●60歳に達した職員の給与

60歳前の7割水準に設定されます。

●高齢期における多様な職業生活設計の支援

60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないように、当面の間、「定年」を理由とする退職と同じように退職手当を算出するようにしたい、とのことでした。（59歳時の給与をベースに算出する。）

●定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）することができる制度を導入するとのことでした。

●情報提供・意思確認制度の新設

任命権者（教育委員会等）は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるとのことです。

※ 島教協としては、この動きの中で人事異動ルールがどのようになるのか、職員構成や採用の状況がどのようになるのか、再任用制度とどのようにかかわっていくのかなど、不安な点がたくさんあることを島根県教育委員会に繰り返し申し入れを行っています。

子どもたちの成長を支える私たちが、安心して教育に取り組める制度になるよう、現在作成が進められている具体的な条例案や見直しが行われているという人事異動ルール等の情報を注視し、対応していきたいと考えています。

疑問点等ありましたら、事務局までお寄せください。

## 事務局情報

### 〇へき地手当の見直しについて

島根県教育委員会では、6年に1回へき地手当を見直し行っており、前回は平成27年度に見直されて平成28年度から施行されています。今回は令和3年度に見直しが行われ、令和4年度から施行されます。

島教協としては、この情報提供を受けた際に、以下のことを口頭で申し入れました。

- ・人事異動ルールに従って、へき地勤務を希望してもなかなか実現しない。
- ・へき地が統合のために減っていること、へき地校への勤務を諦めて他地域勤務を希望してもスムーズに他地域勤務ができない現状があること、介護等の事情でへき地に行きにくいなどの状況を考慮しない異動例があることなど、問題点の多い現行の人事異動ルールを見直してもらいたい。

### 〇教員免許更新制度の更新について～まだ廃止と正式には決まっています！～

先日、新聞等のニュースで「教員免許更新制度は、2023年度にも廃止」と報道されています。しかし、まだ文部科学省からは具体的にスケジュールは示されていません。萩生田文部科学大臣は「中央教育審議会が最終答申を出すまでに、あらかじめ現職研修の充実や、教員免許更新制度の発展的解消に向けた具体的な検討に着手するよう事務方に指示した。」と述べるにとどまっています。

つまり、まだ教員免許更新制度は廃止と正式に決まったわけではありません。法律の改正が行われるまでは現行の教員免許制度は存続しますので、有効期間が来る先生方は、更新講習をきちんと修了し、更新手続きを行ってください。そうでないと免許を失効することになりかねません。

今後の中央教育審議会や国会の動きを注視していきましょう。

### 〇人事院勧告および島根県人事委員会への申し入れについて

8月10日、人事院は国家公務員の給与について勧告すると同時に、公務員人事管理について報告を行いました。それによれば、「今年度は月例給の改定はなく、期末・勤勉手当を、0.15月分引き下げる」と勧告し、「人材確保・育成、妊娠・出産・育児と仕事の両立の支援、良好な勤務環境の整備、能力・実績に基づく人事管理」の4つの点で課題があり、対応策を示しています。

この人事院勧告を参考に、私たちの給与等が島根県人事委員会から勧告され、決定します。

島教協では、書面にて次のような申し入れを行うことにしました。

- ・新型コロナウイルス感染症対策等のため、多忙化に拍車がかかっているため、人事院勧告に準じず給与を引き上げてほしい。
- ・55歳以上の昇給停止の撤廃と高齢層の給与を職責に応じて支給してほしい。
- ・時間外勤務の縮減、健康管理のためのメンタルヘルス対策、定数改善による教職員の増員などについても島根県教育委員会に勧告してほしい。

#### 新会員加入助成のご紹介

##### ① 新規に会員が加入された場合

単組・支部と学校にそれぞれ2,000円の加入助成金を支給します。

(講師会員の加入助成金は、単組・支部と学校にそれぞれ500円です)

##### ② 勧誘活動の助成

学校や専門部会において、新規に会員を勧誘するための茶話会等を行われる場合は、その経費の一部を助成します。

島教協事務局までご相談ください。  
電話0853-22-7762

#### 新規加入

この度、三名の方が新たに私たちの仲間に加わっていただきました。

四絡幼稚園 合田奈央さん  
神門幼稚園 錦織志穂さん  
今市幼稚園 飯塚夏香さん

子どもたちのより良き成長のために頑張っていきましょう。  
よろしくお願ひします。  
各学校・園で私たちの仲間になっていただける方を勧誘しましょう。

#### 島教協相互援助規定のご紹介

- ①結婚祝金の給付 5,000円
- ②出産祝金の給付 5,000円
- ③永年勤続祝金の給付 5,000円
- ④病氣見舞金の給付 5,000円  
(傷病約1ヶ月の療養)
- ⑤災害見舞金の給付  
(住宅又は家財の損害を受けたとき程度に応じて)
- ⑥死亡弔慰金  
(会員・会員配偶者死亡)

上記の規定に該当するときは、ご本人または学校代表は、事務局まで連絡をお願いします。

電話0853-22-7762